

次に、エネルギー政策及び原子力発電について申し上げます。

まず、この課題に対する私の基本認識について、改めて申し上げます。原子力発電は、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入などを積極的に推進していくべきであると考えています。

しかしながら、再生可能エネルギーにつきましては、現状において、安定供給面、コスト面などで様々な課題があり、また、火力発電についても、環境への負荷や燃料の多くを海外からの輸入に依存していかなければならないという問題があります。

こうした状況の下、原子力規制委員会において規制基準が求める安全性が確認され、住民の理解が得られた場合には、再稼働はやむを得ないものと考えています。

原子力発電につきましては、県民の安全が最も大事なことから、稼働している、稼働していないに関わらず、県として現に存在している玄海原子力発電所と真摯に向き合い、国や事業者の動向を注視しながら、対処していかなければならないと考えています。

玄海原子力発電所 3、4号機につきましては、11月9日に原子力規制委員会から規制基準適合性審査結果について取りまとめられた審査書案が公表され、現在、パブリックコメントが実施されているところです。

こうした中、先の9月定例県議会において検討すると申し上げていた玄海原子力発電所の再稼働に関する新たな委員会につきましては、県内各界の代表者や学識経験者の方々を委員とし、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点からの意見や専門的なアドバイスをいただくことなどを目的とした「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会」を設置するという骨子案を、11月14日に公表したところです。

本委員会につきましては、原子力規制委員会から出される設置変更許可の前後には設置したいと考えています。

いずれにいたしましても、常々申し上げているとおり、原子力発電所は安全性が確認されることが大前提であることから、引き続き国や事業者の安全に対する取組を注視していくとともに、審査後の手続に係る対応につきましては、原子炉の設置変更許可が出て国から相談があった段階で、まず国の考えをしっかりと確認し、その上で、先行する事例における関係者の対応状況も参考にしながら、県としての考え方を整理し、県として申し上げるべきことは申し上げていきたいと考えています。

また、原子力災害対策につきましては、11月22日に内閣府をはじめとする国の関係機関及び佐賀、長崎、福岡の3県により構成される「玄海地域原子力防災協議会」が開催され、3県と玄海地域の関係市町の地域防災計画や国の緊急時における対応を取りまとめた「玄海地域の緊急時対応」について審議されました。今後、協議会における確認結果について、総理が議長である「原子力防災会議」に報告し、了承を求め

られることとなります。

原子力災害対策は、これで完成ということはありません。今後も、考えられる様々な事態を想定し、具体的な対策を考え、それに対応する訓練を行うことにより、課題を洗い出し、より実効性のある対策となるよう不断の見直しを行ってまいります。

今後とも、原子力発電につきましては、国と事業者に対し、徹底した安全対策を講じるよう求めるとともに、県といたしましても、原子力災害対策をしっかりと講じてまいります。